

幼稚園における与薬の取り扱いについて

通常、乳幼児への与薬は家庭において責任をもって行われるべきことから、幼稚園での園児に対する与薬は原則として行わないことといたします。

【主治医の先生とのご相談のお願い】

- お子さまが幼稚園に通園中であり、幼稚園では原則として与薬できないことを主治医の先生にお話しいただき、与薬方法について相談してください。風邪薬などは極力園で扱わないで済むよう薬を処方してくださることがあります。
(例1) 1日3回⇒2回に(例2)朝, 昼, 夜⇒朝, 夕, 就寝前また、登園前または帰宅後に服用することが可能な薬は家庭での服用をお願いします。

【やむを得ず必要な場合】

- 主治医の先生の指示でやむを得ず保育時間中の与薬が必要となる場合に限り、保護者と幼稚園との信頼関係において、幼稚園の担当者が保護者に代わって与薬することを考慮します。
- その場合、これまで提出していただいていた保護者が記入された「与薬依頼書」とともに主治医の先生の記入した「与薬に関する主治医意見書」を提出していただくことといたします。
- なお、延長預かりでやむを得ず薬を服用させなければならない場合も同様をお願いします。

【与薬依頼書】

- 「与薬依頼書」に必要事項を記入し、薬と一緒に幼稚園の職員に手渡してください。「与薬依頼書」は依頼の度(一日ごと)に提出します。
- 「与薬依頼書」には、お子さんのお名前と服用する薬品名、服用する時間を書いて下さい。

【与薬に関する主治医意見書】

- 「与薬に関する主治医意見書」を主治医の先生に記入していただき、与薬の必要な期間ごとに幼稚園の職員に手渡してください。
- 「与薬に関する主治医意見書」の裏面には、与薬する薬の医薬品情報(写)を添付してください。
- 使用する薬は、一回ずつに分けて、当日使用分のみをご用意ください。その際に薬の袋や容器には、必ずお子さんのお名前を記載してください。(軟膏薬などで1回量にできない場合は除きます。)ジュースやミルクに溶かさず、粉末は分包されたまま、シロップ等の水薬は1回分に取り分けます。

【与薬のためのご注意】

- 幼稚園で与える薬は、診察した主治医の先生が処方したものに限り、保護者の個人的な判断で持参した薬は与薬できません。
- 以前に処方されて残っていた薬や兄弟姉妹の薬などは与薬できません。
- お子さんが今までに使用したことのない新しい薬は、思わぬ副作用が生じる恐れがありますので与薬できません。少なくとも一度は保護者が与薬した薬に限り、
- 以下のような場合も、幼稚園で与薬できないことがあります。
 - ①「与薬依頼書」に記載漏れがある時。
 - ②お子さんが薬を嫌がったり、吐いたりして飲ませられない時。
 - ③水薬の色が変わったり、濁ったり、性状が変わったと判断される時。
 - ④その他、幼稚園の担当者の判断により不都合と判断された時。
- 発熱時の解熱剤や抗けいれん剤(けいれん止め) 喘息発作時の気管支拡張剤(発作止め) など、幼稚園の担当者の判断を必要とする薬は原則として与薬できません。ただし、お子さんにとって極めて有用と考えられる場合は、前もって主治医の先生と保護者と幼稚園との間で相談し、3者の連携の上で使用することを考慮します。

- 慢性疾患以外の疾患で、園での服用が2週間を超えた場合は、園から主治医へ保護者を通じて、その後の園での服用の必要性を確認することがあります。
- 園での与薬期間中、体調が急変することも考えられますので、常に連絡が取れるようにしてください。

子ども達が集団の中で、健康、安全に安心して過ごせるよう、保護者のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。